

日本認定遺伝カウンセラー協会 会則

2011年6月18日 制定

2011年9月11日 改正

2020年7月4日 改正

2023年2月9日 改正

第1章 総則

第1条 名称

本会は、日本認定遺伝カウンセラー協会と称する。英文名称は Japanese Association of Certified Genetic Counselors とする。

第2条 目的

本会は、「認定遺伝カウンセラー資格取得者」の相互の連携を密にし、「認定遺伝カウンセラー」の資質と技能の向上をはかり、もって、遺伝カウンセリングおよびその周辺領域の活動を通じて、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 認定遺伝カウンセラー資格取得者の連携・ネットワークの円滑な実施、または維持・向上に資する事項。
2. 認定遺伝カウンセラーの遺伝カウンセリングに関する知識・技術向上に資する事項。
3. 遺伝カウンセリングに関する調査・研究に資する事項。
4. 医療従事者および・関係機関等との連携を図る事項。
5. 社会に向けた情報発信に関する事項。
6. そのほか、目的達成に必要と思われる事項。

第4条 事務局

1. 本協会に事務局を置く。
2. 事務局の組織および運営については、理事会に報告する。

第2章 会員

第5条 資格

会員は認定遺伝カウンセラー資格を有する者とする。

第6条 権利

会員には本会則に定める事項に関して権利がある

第7条 義務

会員には次の義務がある。

1. 年会費を納入すること。
2. 総会における本会の議決を尊重すること。
3. 「認定遺伝カウンセラー倫理綱領」を遵守すること。

第8条 入会・再入会

1. 入会の諸事項を明記し、理事会の承認を得ること。
2. 入会時に初年度年会費を納めること。
3. 再入会の際、前回会員時に会費の未払いがある場合は、それを納入すること。

第9条 退会

1. 会員はいつでも退会届を提出して退会することができる。
2. 退会時に未払い会費があった場合は納入する。

第10条 会員資格喪失

会員は次の理由によってその会員資格を喪失する。ただし、会員資格喪失に関しては、理事会の決議を要する。

1. 死亡。
2. 会費の滞納が当該事業年度2年を経過したとき。
3. 認定遺伝カウンセラー資格を失ったとき。
4. 会員として相応しくない行為等があったとき。

第11条 会費

1. 会員は年一回、会費を納入する。
2. 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第3章 役員

第12条 種別

本会は、以下の役員をおく。

1. 理事8名
2. 監事2名
3. 幹事2名以内

理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

第13条 職責

1. 理事は理事会を組織し、会務を審理、執行する。
2. 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。
3. 副理事長は理事長を補佐する。
4. 監事は、理事会、総会に出席し会務を監査する。
5. 幹事は理事会に出席し、理事の業務を補佐する。
6. 役員は無報酬とする。

第14条 任期

1. 役員の任期は3年とする。理事長の連続再任は2期までとする。任期は選出後の4月1日より3年後の3月31日までとする。
2. 役員が任期満了前に退任した場合は、補欠の役員の任期は前任者の残存任期と一致する。

第15条 役員の選出

1. 理事は選挙により会員から選出する。
2. 理事長および副理事長は、選挙により理事から互選する。
3. 監事および幹事は理事長が会員から指名し、理事会において承認する。ただし、監事および幹事は理事を兼ねることはできない。
4. 理事に欠員が生じた場合は、選挙の次点者をもって補う。理事長および副理事長に欠員が生じた場合は、再度理事会において互選し、理事会において承認する。監事および幹事は理事長が会員から再度指名し、理事会において承認する。
5. 選出方法に関しては別に定める選挙規程に従う。

第4章 会議

第16条 総会

1. 総会は定期総会および臨時総会とする。
2. 総会は理事長がこれを招集する。
3. 総会は、会員をもって構成する。
4. 総会では本会の事業についての報告・協議、会則、役員、その他議事を行う。
5. 総会において決議を行う場合は、会員の過半数が出席し、出席者の過半数同意を持って採択とする。
6. 当該議事につき、別途定める委任状をもってあらかじめ意思を示した場合は、出席者とみなす。
7. 定期総会は、毎年1回開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めるときに開催する。

第17条 理事会

1. 理事会は、理事長の招集により行われる。ただし、3分の1以上の理事から理事会開催要求があった場合には、すみやかに理事会を招集する。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 理事会は定足数を6名とする。理事会における議決は、参加理事の3分の2以上を持って採

択とする。

4. 理事会の議長は理事長とする。

第18条 委員会

1. 理事長は、理事会の承認を経て、本会の目的業務を遂行するための専門委員会を設置することができる。委員会は常設および暫定委員会とする。
2. 委員長および委員は理事会の承認を経て、理事長が会員より委嘱する。

第19条 議事録

理事会および総会の議事については、議論の経過およびその結果を記録し、理事長の責任のもと公開する。

第5章 会計

第20条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 会則の変更および解散

第21条 会則の変更

会則の変更は、理事会にて議決され、第16条に定めた方法に則り承認される。

第22条 解散

1. 本会は、総会において全会員の3分の2の同意を持って解散することができる。
2. 解散等により、清算するときに有する残余資産は、総会での決議により用途を決定する。

第7章 雑則

第23条 附則

この会則は2011年6月18日より施行する。

日本認定遺伝カウンセラー協会 細則

第1条 細則の変更

細則の変更は、理事会にて議決され、総会において報告される。

第2条 事務局

事務局は、下記に置く。

〒650-0034

兵庫県神戸市中央区京町83番地

三宮センチュリービル 3F (株)プロアクティブ内

第3条 会費

正会員は年会費を所定の口座に納入する。

第4条 会員名簿

本会では、会員の氏名および住所等の連絡先などを記載した名簿を作成する。

第5条 附則

この細則は2011年6月18日より施行する。

附則

本会則第17条を2011年9月11日一部改正、2011年9月11日施行。

本会則第9条および第10条を2020年7月4日一部改正、2020年7月4日施行。

本細則第2条を2023年2月9日一部改正、2023年2月9日施行。